

経済産業省

輸出注意事項24第30号
輸入注意事項24第18号
平成24・03・23貿局第1号

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成24年4月2日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等についての一部を改正する通達

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号・平成14・10・28貿局4号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成24年7月1日から施行する。

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（輸出注意事項 1 4 第 4 4 号・輸入注意事項 1 4 第 4 5 号・平成 1 4 ・ 1 0 ・ 2 8 貿局第 4 号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 税関確認のための手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可・承認・確認情報の記録等</p> <p>① (略)</p> <p>② 申告者は、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとしている貨物に係る許可・承認・確認情報に、裏書情報として別表第 1 に掲げる各項目を当該項目の属性及び桁数に従って作成した情報を当該ファイルに追加的に記録しなければならない。ただし、<u>特別一般包括輸出許可</u>、<u>一般包括輸出許可</u>及び<u>特定包括出許可</u>に係る貨物の税関への輸出入申告にあってはこの限りでない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 通関データベースシステムを使用することができない貨物</p> <p>電子許可・承認・確認に係る貨物の輸出又は輸入が N A C C S 特例法第 3 条第 4 項の官報で告示する税関以外の税関に輸出入申告される場合は、輸出入者が特定手続通達 1 2、1 3 及び 1 5 の規定に基づき輸出許可証等、輸入承認証等又は<u>特別一般包括輸出許可証</u>等の交付を受けなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 税関確認のための手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可・承認・確認情報の記録等</p> <p>① (略)</p> <p>② 申告者は、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとしている貨物に係る許可・承認・確認情報に、裏書情報として別表第 1 に掲げる各項目を当該項目の属性及び桁数に従って作成した情報を当該ファイルに追加的に記録しなければならない。ただし、<u>一般包括輸出許可</u>及び<u>特定包括出許可</u>に係る貨物の税関への輸出入申告にあってはこの限りでない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 通関データベースシステムを使用することができない貨物</p> <p>電子許可・承認・確認に係る貨物の輸出又は輸入が N A C C S 特例法第 3 条第 4 項の官報で告示する税関以外の税関に輸出入申告される場合は、輸出入者が特定手続通達 1 0、1 1 及び 1 3 の規定に基づき輸出許可証等、輸入承認証等又は<u>一般包括輸出許可証</u>等の交付を受けなければならない。</p>